

第18期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項①

法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の
当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様を提供しております。

参 考 書 類

- ・イオン九州株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容 …………… 1頁
- ・イオン九州株式会社の定款 …………… 39頁

マックスバリュ九州株式会社

■イオン九州株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

事業報告 (2019年3月1日から2020年2月29日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 業績全般の状況

当期 (2019年3月1日～2020年2月29日) における九州経済は、賃金・雇用環境の改善等を背景に緩やかな回復基調が継続しているものの、記録的な大雨などの自然災害、新型コロナウイルスの感染拡大など新たなリスクが発生し、先行きは依然として不透明感があり、また、小売業界においても、慢性的な人手不足、業種・業態を越えた新たな競争、消費税増税に伴う消費動向の変化や価格競争の激化が見込まれ、当社を取り巻く環境は、より一層不確実性を増しております。

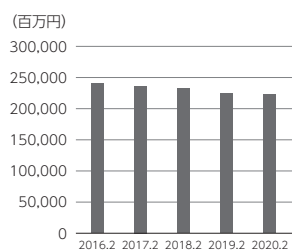
そのような状況の中、当社は「九州でNo.1の信頼される企業」を目指し、中期3か年計画 (2018年2月期～2020年2月期) に沿って、既存店の収益力の改善と新たな成長に向けたビジネスモデルの構築に取り組み、当期においては、消費税増税に伴うお客さまの需要、購買行動の変化への対応に重点的に取り組みました。前回増税時の反省から、消費税増税後、一時的な反動減が発生することを予め想定し、増税前は、ランドセルの早期承りや秋冬商材の早期展開、化粧品や家電などの高単価商材の販売体制を強化、増税後は、イオンカード・WAONカード会員さまへのポイント還元企画や「ブラックフライデー」「イオンのおトク満祭」など販促施策の拡大、「イオン九州本気の値下げ」等の販売施策の強化に取り組みました。その結果、下半期の既存店売上高は、前年同期比100.2%と伸長し、当初の想定を上回る推移となり、経費面においても、店舗運営の効率化を進め、当期の販売費及び一般管理費は、前年同期比99.1%となりました。

以上の結果、当期の経営成績として、売上高にその他営業収入を加えた営業収益は2,224億61百万円 (前期比99.2%)、営業利益は6億25百万円 (同1,227.0%)、経常利益は8億36百万円 (同322.6%)、当期純利益は2億96百万円 (同179.2%) となり、当初の予想を上回りました。

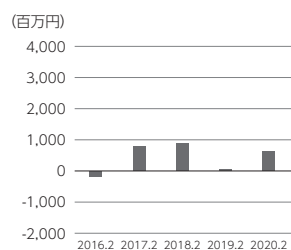
(注) 記載数値には、イオンストア九州株式会社から店舗運営に関しての業務を委託された店舗の売上等は含まれておりません。

ご参考

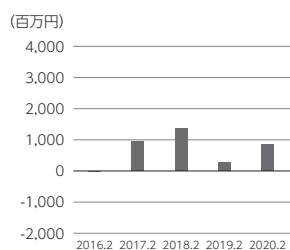
■ 営業収益



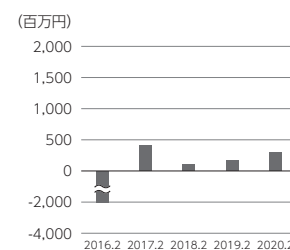
■ 営業利益



■ 経常利益



■ 当期純利益



② セグメント別の状況

<総合小売（GMS）事業>

主力のGMS事業では、衣食住・コト・サービスが集合した地域密着型のショッピングセンター（SC）を目指し、イオンモール福岡伊都（福岡市西区）、イオンショッパーズ福岡店（福岡市中央区）の大規模リニューアルを実施しました。両店舗ともに新たに導入した売場や専門店が、より幅広いお客さまからご支持をいただき、リニューアル後の売上高は、好調に推移しています。

衣料品では、従来の売場構成を見直し、カジュアル衣料と肌着をミックスした新たな売場「インナー&カジュアル」の構築に取り組みました。今期に導入した6店舗の売上高は、計画を上回る推移となっておりますので、今後も地域のお客さまのライフスタイルにフィットした衣料品売場の構築に向け、スピードを上げて導入を進めてまいります。

食料品では、重点目標である「客数の拡大」に向け、3月、6月、10月、12月に「イオン九州本気の値下げ」を実施、また、昨年1月に稼働を始めたプロセスセンターで独自に開発した和惣菜やレンジアップ商品の品揃えの拡大に取り組み、その結果、既存店の売上高は、前期比100.1%、客数は前期比100.3%と伸長しました。利益率の高い総菜部門が伸長したことに加えて、マックスバリュ九州株式会社との共同仕入れを拡大した効果により、売上総利益率も前期と比較して0.4%の改善となりました。

デジタル面での取り組みとして、「イオン九州公式アプリ」の会員拡大に向け、クーポン企画のリニューアルや新たな企画を追加した結果、期末時点でのダウンロード数は、約35万件（前期末は約22万件）を超える規模となりましたので、今後、マーケティングや店舗からの情報発信のツールとしても活用方法を拡大してまいります。

以上の結果、当期の総合小売事業の売上高は1,841億23百万円、前期に2店舗閉店した影響もあり、前期比は99.0%（既存店売上高前期比99.9%）となりました。なお、当期末の店舗数は50店舗となっています。

<ホームセンター（HC）事業>

HC事業では、園芸用品・ペット用品・DIY（日曜大工）用品など「HCらしい」品群の強化に取り組みました。園芸用品では、天候に左右されない観葉植物や多肉植物の品揃えを拡大するとともに、お客さま参加型の寄せ植え講習会を開催、ペット用品では、「ペット用化粧水」などのお手入れ用品やアパレル関連商品の品揃えの拡充、DIY用品では、改装店舗を中心に作業衣料の品揃えの拡大、また、夏場の空調服など新たな商品の提案に取り組みました。これらの強化品群が好調に推移し、HC事業全体を牽引した結果、下半期の既存店売上高は、前年同期比102.3%と伸長しました。

昨年3月に開始した「WIDE（ワイド）便」サービスは、地域のお客さまにご好評をいただき、下半期にサービスエリアを大分市内5店舗に拡大しております。「WIDE便」の売上高は、対象エリア拡大後も好調に推移しておりますので、今後もサービスの充実、対象エリアの拡大に取り組んでまいります。

「HCらしい」売場やサービスの下支えとして、社内勉強会や実演講習会を積極的に開催し、「DIYアドバイザー」や「ガーデニングマスター」等の専門知識・スキルを持つ人材の育成に努めた結果、期末時点での「DIYアドバイザー」は143名、「ガーデニングマスター」は49名となりました。

以上の結果、当期のHC事業の売上高は173億93百万円、前期に2店舗、期中に1店舗閉店した影響で前期比は97.3%（既存店売上高前期比100.5%）となりました。なお、当期末の店舗数は、33店舗となっています。

<その他の事業>

サイクル事業では、GMS店舗内のサイクル売場の自転車専門店「イオンバイク」業態への転換をすすめ、当期は新たに6店舗をオープンしました。「イオンバイク」では、キッズ、スポーツ、電動サイクルなど専門性の高い商品の拡充、話題商品「フリーパワー（電源不要のアシストギア）」を展開するとともに、「サイクルアドバイザー」等の専門知識を持つ人材の育成に努めた結果、売上高前期比は127.5%と大きく伸長しています。

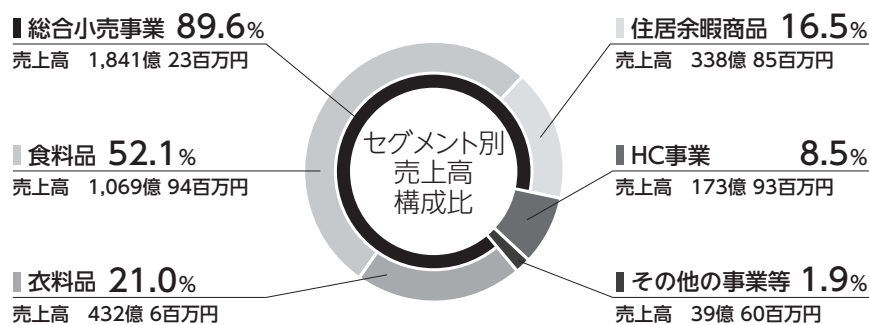
戦略小型店事業では、新たな都市型店舗の実験として、「食卓をサポートする第二のキッチン」をコンセプトに焼きたてパンと出来立ての惣菜売場を併設した「ニコキッチン」を福岡市内に出店しました。

フランチャイズ（FC）事業では、FC事業の第1号として、昨年10月にスイーツ専門店「FOOD BOAT Cafe（フードボート カフェ）」をイオン二日市店内（福岡県筑紫野市）へ出店しました。

以上の結果、当期のその他事業の売上高は38億96百万円、売上高前期比は108.7%となりました。なお、当期末の店舗数は、33店舗となっています。

商品の販売状況

セグメントの名称	売上高	構成比
	百万円	%
衣料品	43,206	21.0
食料品	106,994	52.1
住居余暇商品	33,885	16.5
その他	36	0.0
総合小売事業計	184,123	89.6
HC事業	17,393	8.5
その他の事業	3,896	1.9
その他調整額	64	0.0
合計	205,477	100.0



(2) 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度の設備投資は主として店舗の取得や既存店活性化のために実施し、投資総額は、42億54百万円（差入保証金を含む。）となりました。これらの投資に必要な資金は、自己資金及び借入金により充たいたしました。

(3) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第45期 2017年2月期	第46期 2018年2月期	第47期 2019年2月期	第48期(当期) 2020年2月期
営業収益 (百万円)	236,410	232,076	224,354	222,461
営業利益 (百万円)	779	874	50	625
経常利益 (百万円)	947	1,377	259	836
当期純利益 (百万円)	408	101	165	296
1株当たり当期純利益 (円)	21.72	5.40	8.80	15.76
総資産 (百万円)	98,659	96,376	102,926	98,911
純資産 (百万円)	14,277	14,070	14,045	14,147
1株当たり純資産額 (円)	758.64	747.19	745.49	750.51

(注) 当期の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(4) 対処すべき課題

当社は、2020年4月10日付け「イオン九州株式会社、マックスバリュ九州株式会社及びイオンストア九州株式会社の合併契約の締結に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、マックスバリュ九州株式会社（MV九州）及びイオンストア九州株式会社（AS九州）との経営統合を通じて、3社が持つ強み及び経営資源を集中し、事業基盤をより強固なものへと変革させ、「全員経営」をスローガンとしてこれまで以上に九州に貢献できる「九州でNo.1の信頼される企業」を目指してまいります。

① 食品分野 ～「食」に関するあらゆるニーズを満たす「フードソリューション企業」へ～

当社、MV九州、AS九州それぞれが持つ経営資源・ノウハウの共有化を推進するとともに、商品調達力の強化や物流機能の効率化によるシナジーの極大化に努めてまいります。

MV九州の知見を取り入れた店舗オペレーションの効率化による生産性の改善や、仕入力の強化により激化する競争環境に打ち勝つための価格訴求力の強化、物流やシステムをはじめとするインフラ投資の効率化を図ります。

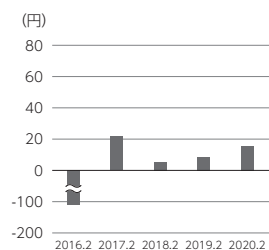
② 非食品分野（衣料品・住居余暇商品） ～「物販」「サービス」をはじめとする専門店の集合体へ～

投資領域をより専門性の高い商品群へ集中させ、品揃えの幅と深みを追及するとともに、物販以外のサービス分野にビジネスチャンスを広げ、収益力を高めてまいります。

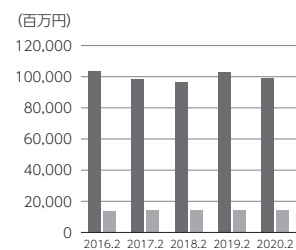
物販及びサービスの提供を行うための接客力・販売力の強化にも努め、衣料品・住居余暇商品における専門性の強化を目指してまいります。

ご参考

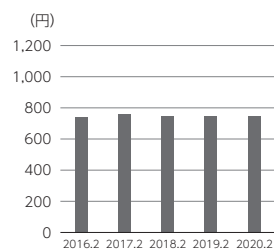
■ 1株当たり当期純利益



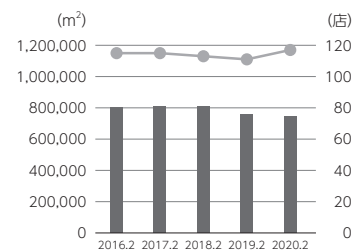
■ 総資産／純資産



■ 1株当たり純資産



■ 店舗面積／店舗数



(5) 環境保全・社会貢献活動等の取り組み

2020年7月より「容器包装リサイクル法」の省令改正に伴い、レジ袋の有料化が義務付けられます。これに先立ち、当社ではCO₂削減と環境保全活動の促進を目的として、2020年4月から衣料品・住居余暇商品を含む全店の直営売場にて、レジ袋の有料化を実施しております。この取り組みは、お客さまよりご支持をいただき、2019年度の食料品売場でのレジ袋の辞退率は、76.9%となりました。なお、レジ袋をご希望されるお客さまには、環境負荷の小さいバイオマス素材のレジ袋を有料にてご提供し、有料レジ袋の収益金は、地域の環境保全に取り組む団体に全額寄付させていただきます。

2019年12月に開催された「第3回ジャパンSDGsアワード」の表彰式にて、「SDGs推進副本部長（内閣官房長官）」賞を受賞しました。この賞は、持続可能な開発目標（SDGs）達成に資する優れた取り組みを行っている企業・団体などを表彰するもので、当社と味の素株式会社九州事業所及び九州の農業団体・生産者協同で推進している「九州力作野菜・果物」プロジェクトに関して、すべての関係者が利益を享受でき、持続可能かつ拡大再生産が可能なビジネスモデルが評価されました。

「ご当地WAON」、「サッカー大好きWAON」の当期の寄付金額は、約27百万円となり、取り組み開始からの累計では約1億97百万円となりました。また、「イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン」では、当期にご投函いただいたレシート金額が約2億40百万円となりましたので、その1%に当たる品物を地域のボランティア団体等（1,107団体）に寄贈します。

当社及びマックスバリュ九州株式会社では、九州のお客さまとともに首里城の再建を応援する取り組みとして、九州のご当地WAON21券種による支援企画を2019年12月1日から同年12月31日まで実施し、期間中にご利用いただいた金額の0.1%相当額にあたる約359万円を一般財団法人「沖縄美ら島財団」へ贈呈しました。

当社は、環境配慮型商品の販売や廃棄物の削減など、環境への取り組みを行うとともに、働きやすい職場環境づくりに主眼を置いた健康経営に取り組んでいます。これらの継続的な取り組みが評価され、株式会社日本政策投資銀行（DBJ）の「DBJ環境格付」では7年連続、「DBJ健康経営格付」では3年連続で最高ランクの格付を取得しました。また、2020年3月には、経済産業省と日本健康会議が認定する「健康経営優良法人（大規模法人部門）」に3年連続で認定されました。

(6) 主要な事業内容

	区 分	主要取扱商品
総合小売事業	イオン	衣料品、靴、鞆、服飾雑貨、食料品、情報通信機器、化粧品、医薬品、日用雑貨、寝具、バス用品等のホームファッション、消耗品等
ホームセンター事業	ホームワイド、スーパーワイドマート	建材・木材、補修材、家庭用品・日用雑貨、ペット用品、園芸用品、食料品等
その他の事業	ワイドマートドラッグ&フード、イオンバイク、ニコキッチン、フードポータルカフェ	食料品、医薬品、自転車関連商品等

(注) 併せて上記の店舗においてテナントの管理・運営や保育所及び託児所等の経営を行っております。

(7) 主要な営業所

本店及び営業店舗は次のとおりであります。

- ① 本店 福岡市博多区
- ② 営業店舗 117店舗

所在地	区分	店 舗 名		
		総合小売事業	ホームセンター事業	その他の事業等
福岡県 (42店舗)		A甘木店・A大木店 A大野城店・A岡垣店 A大牟田店・A小郡店 A乙金店・A香椎浜店 A志摩店・A筑紫野店 A戸畑店・A直方店 A福岡店・A福岡伊都店 A福岡東店・A福津店 A穂波店・A八幡東店 A若松店・Aショッピング福岡店	HW永犬丸店 HW田主丸店 HW和白店	WMD&F那珂川店 WMD&F和白東店 AB甘木店・AB大橋店 AB小郡店・AB香椎浜店 AB黒崎店・AB小倉貴船店 AB笹丘店・AB那の川店 AB直方店・AB筑紫野店 AB福岡伊都店・AB福岡店 AB福津店 ABマリナタウン店 AB吉塚店・NK六本松店 FBC二日市店
佐賀県 (6店舗)		A唐津店・A江北店 A佐賀店・A佐賀大和店	HW江北店 HW佐賀大和店	—
長崎県 (11店舗)		A有家店・A大村店 A佐世保店・A佐世保白岳店 A大塔店・A時津店 A東長崎店	HW早岐店・HW深堀店 HW溝陸店	AB大村店
熊本県 (14店舗)		A天草店・A宇城店 A大津店・A熊本店 A錦店・A八代店	HW阿蘇店・HW御船店	WMD&F麻生田店 WMD&F月出店 AB熊本店・AB熊本中央店 AB新大江店 A益城テクノ仮設団地店
大分県 (23店舗)		A三光店・A高城店 A挾間店・A光吉店 Aパークプレイス大分店	HW臼杵店・HW大在店 HW杵築店・HW佐伯南店 HW高城店・HW竹田店 HW挾間店・HW日出店 HWプラス賀来店 HW豊後高田店 HW戸次店・HW三重店 HW宮崎店・SWM佐伯店	WMD&F新町店 WMD&F宗方店 WMD&F森町店 AB挾間店
宮崎県 (14店舗)		A多々良店・A延岡店 A日向店・A都城店 A宮崎店	HW出北店・HW西都店 HW財光寺店 HW高千穂店・HW高鍋店 HW日南店・HW平和台店 HWプラス都城店	AB宮崎店
鹿児島県 (6店舗)		A始良店・A鹿児島店 A隼人国分店	—	AB始良店・AB鹿児島店 AB隼人国分店
山口県 (1店舗)		—	HW新下関店	—
合計 (117店舗)		50店舗	33店舗	34店舗

(注1) A:イオン、HW:ホームワイド、SWM:スーパーワイドマート、WMD&F:ワイドマートドラック&フード、AB:イオンバイク、NK:ニコキッチン、FBC:フードポートカフェ

(注2) A益城テクノ仮設団地店は、その他の事業に含まれておりません。

(8) 従業員の状況

従業員数		平均年齢	平均勤続年数
当期末	前期末比増減		
3,046名(6,816名)	234名(△572名)増	46歳11ヵ月	13年11ヵ月

(注1) 従業員数についてはグループ会社からの出向者87名を含み、グループ会社等への出向者408名を含んでおりません。

(注2) コミュニティ社員(パートタイマー)は()内に、年間の平均人数を外数で記載しております。ただし、1日の勤務時間は8時間換算で計算しております。

(注3) 前期末に比べ従業員数が234名増加しております。主として社員区分の変更によるものです。コミュニティ社員が572名減少しておりますが、主として社員区分の変更と定年・中途退職等による減少です。

(9) 重要な親会社等の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はイオン株式会社であり、その子会社を含めたイオングループで当社の議決権を73.84% (13,872千株) 保有しております。なお、同社の直接保有は63.74% (11,975千株) となっております。当社は、親会社から親会社の保有する商標等の知的財産権等の提供を受けております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

(イ) 当該取引をすることにより当社の利益を害さないように留意した事項

親会社等の商品取引条件については、仕入価格、代金決済方法等、業界の慣習等に則り、他社と同様の交渉の上取引を決定しております。

(ロ) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

親会社等との取引については、その重要性に応じて取締役会に付議の要否を決定しており、社外取締役も含めた多面的な議論の上で、取締役会の決議において実施の可否を判断しております。

(ハ) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はございません。

③ 子会社の状況

該当事項はございません。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社西日本シティ銀行	5,233百万円
株式会社みずほ銀行	3,520百万円
株式会社肥後銀行	2,430百万円
株式会社三井住友銀行	1,955百万円
三井住友信託銀行株式会社	1,880百万円

(11) 剰余金の配当等の権限の行使に関する方針

当社は、中長期的な企業の価値向上と利益配分のバランスの最適化を図ることを重要政策と位置づけ、株主の皆さまに利益配分させていただくことを基本方針としております。

配当金につきましては、中間配当は行っておりませんが、株主資本利益率の向上に努め、配当性向を勘案しつつ安定的な配当の実施に努めてまいります。

内部留保資金につきましては、将来の事業発展に必要な不可欠な成長投資として活用し、中長期的な成長による企業価値向上を通じて、株主の皆さまにお応えしてまいります。

当社は「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる」旨を定款第36条に定めております。

当期の配当につきましては、期末配当として1株当たり普通配当10円を実施させていただきます。

なお、配当のお支払いは2020年4月27日(月曜日)からとさせていただきます。

(12) その他会社の現況に関する重要事項

当社及びマックスバリュ九州株式会社は、2020年4月10日開催のそれぞれの取締役会において、2020年9月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、マックスバリュ九州株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併に係る吸収合併契約を締結することを決議し、吸収合併契約を締結いたしました。また、当社及びイオンストア九州株式会社は、2020年4月10日開催のそれぞれの取締役会において、2020年9月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、イオンストア九州株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併に係る吸収合併契約を締結することを決議し、吸収合併契約を締結いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 18,812,519株 (自己株式3,452株を含む)
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 当事業年度末の株主数 6,737名
- (5) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
イオン株式会社	11,975	63.67
イオン九州共栄会	517	2.74
イオン九州社員持株会	499	2.65
マックスバリュ西日本株式会社	480	2.55
株式会社コックス	360	1.91
九州電力株式会社	320	1.70
イオンフィナンシャルサービス株式会社	300	1.59
ミニストップ株式会社	296	1.57
株式会社西日本シティ銀行	245	1.30
株式会社大分銀行	214	1.14

(注) 持株比率は、自己株式を除く発行済株式の総数に対する持株数の割合であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当期の末日における当社取締役が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名 称 (発行日)	行使期間	新株予約権 の 数	目的となる 株式の 数	保有者数	発行価額	行使価額
第3回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2010年4月21日)	2010年5月21日から 2025年5月20日まで	7個	700株	1名	1株当たり 1,041円	1株当たり 1円
第4回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2011年4月21日)	2011年5月21日から 2026年5月20日まで	13個	1,300株	1名	1株当たり 1,285円	1株当たり 1円
第5回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2012年4月21日)	2012年5月21日から 2027年5月20日まで	7個	700株	1名	1株当たり 1,329円	1株当たり 1円
第6回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2013年5月10日)	2013年6月10日から 2028年6月9日まで	10個	1,000株	1名	1株当たり 1,522円	1株当たり 1円
第7回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2014年5月10日)	2014年6月10日から 2029年6月9日まで	10個	1,000株	1名	1株当たり 1,520円	1株当たり 1円
第10回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2017年5月10日)	2017年6月10日から 2032年6月9日まで	27個	2,700株	3名	1株当たり 1,685円	1株当たり 1円
第11回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2018年5月10日)	2018年6月10日から 2033年6月9日まで	34個	3,400株	4名	1株当たり 1,835円	1株当たり 1円
第12回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2019年5月10日)	2019年6月10日から 2034年6月9日まで	34個	3,400株	4名	1株当たり 1,862円	1株当たり 1円

新株予約権の行使の条件 (各回共通)

- ・新株予約権を割当てられた者は、権利行使時においても当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。
- ・新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	森 美 樹	イオン(株)相談役 (株)ダイエー代表取締役会長
代表取締役社長	柴 田 祐 司	
取締役常務執行役員	伊 藤 文 博	営業本部長 イオンストア九州(株)取締役
取締役常務執行役員	川 口 高 弘	食品商品本部長 イオンストア九州(株)取締役
取締役執行役員	長 崎 正 志	衣料・住居余暇商品本部長
取締役執行役員	平 松 弘 基	管理本部長(兼)企業倫理担当(兼)健康経営推進責任者 イオンストア九州(株)代表取締役社長
取締役	岡 崎 双 一	イオン(株)代表執行役副社長 GMS事業担当(兼)国際事業担当 イオンリテール(株)取締役会長
取締役	久 留 百 合 子	(株)ビスネット代表取締役
常勤監査役	伊 藤 三 知 夫	マックスバリュ西日本(株)監査役 イオンストア九州(株)監査役
監査役	阪 口 彰 洋	弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士
監査役	原 伸 明	イオン(株)経理部長
監査役	笹 川 恭 広	イオン琉球(株)常勤監査役

(注1) 取締役久留百合子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、常勤監査役伊藤三知夫氏及び監査役阪口彰洋、笹川恭広の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は久留百合子氏及び阪口彰洋氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ています。

(注2) 2019年5月17日開催の第47期定時株主総会において、岡崎双一氏が取締役に就任いたしました。

(注3) 監査役原伸明氏は、イオン株式会社経理部長であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(ご参考) 取締役を兼務しない執行役員の状況

氏 名	担 当
奥 田 晴 彦	ダイベロッパー事業本部長
川 村 上 泰 平	営業企画・デジタル本部長(兼) デジタル事業推進部長
野 村 尚 良	営業本部副本部長(兼) 佐賀・長崎事業部長
松 永 青 史	ダイベロッパー事業副本部長(兼) リーシング部長
松 沢 茂 弘	FC事業推進部長
藤 中 洋 子	人事教育部長
吉 田 圭 司	熊本・鹿児島事業部長 総務部長

(2) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	
取締役(社外取締役を除く。)	113	68	22	22	5
監査役(社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-
社外取締役	3	3	-	-	1
社外監査役	18	18	-	-	3

(注1) 株主総会の決議により取締役報酬限度額(従業員兼務取締役の従業員分の報酬を除く。)は年額3億70百万円であり、監査役報酬限度額は年額30百万円であります。

(注2) 当事業年度末現在の取締役は8名、監査役4名、合計12名であります。

(注3) 社外役員が、当社の親会社から受けている役員報酬等はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	兼職先会社名	兼職の内容	当社との関係
社外取締役	久 留 百 合 子	(株)ビスネット	代表取締役	—
社外監査役	伊 藤 三 知 夫	マックスバリュ西日本(株)	監査役	兄弟会社
		イオンストア九州(株)	監査役	兄弟会社
社外監査役	阪 口 彰 洋	弁護士法人淀屋橋・山上合同	弁護士	—
社外監査役	笹 川 恭 広	イオン琉球(株)	常勤監査役	兄弟会社の子会社

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	久 留 百 合 子	当期開催の取締役会19回の全てに出席し、主に商品・サービス面における助言を消費者や経営者の視点から必要な提言を適宜行っております。
社外監査役	伊 藤 三 知 夫	当期開催の取締役会19回の全てに出席するとともに当期開催の監査役会13回の全てに出席し、主に経営管理及びリスクマネジメントの観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	阪 口 彰 洋	当期開催の取締役会19回の全てに出席するとともに当期開催の監査役会13回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的な知識、幅広い経験から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	笹 川 恭 広	当期開催の取締役会19回の全てに出席するとともに当期開催の監査役会13回の全てに出席し、主に総務関連の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

③ 社外役員の責任限定契約の概要

当社は、社外取締役久留百合子氏及び社外監査役阪口彰洋氏と、会社法第423条第1項の責任につき、同氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当社に対して賠償すべき額は、法令の定める額を限度とし、この限度を超える同氏の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しております。

④ 社外役員の報酬等の総額

区 分	支給人員 (名)	報酬等の額 (百万円)	親会社等の子会社等からの役員報酬等 (百万円)
社外取締役	1	3	—
社外監査役	3	18	13

5. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	当事業年度		
	監査証明業務に 基づく報酬 (百万円)	非監査証明業務に 基づく報酬 (百万円)	報酬等の総額 (百万円)
当社	34	-	34

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人が提出した監査項目別時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績を確認し、当事業年度の監査計画にかかる監査時間及び要員計画から見積られた報酬額の算出根拠内容を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

【決議の内容の概要】

当社は、内部統制システムの基本方針に関し、取締役会において下記の通り決議しております。

「内部統制システム構築の基本方針」

当社は、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項等に基づき、以下のとおり、「業務の適正を確保するための体制」（「内部統制システム」）構築の基本方針を定める。

当該株式会社における体制は次に掲げる体制とする。

【取締役会における決議事項】

(1) 当該株式会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① より良い地域社会との関係を構築するとともに、企業としての社会的責任を果たすため、コンプライアンス経営を重要なものと位置付け、イオン行動規範を制定する。
- ② コンプライアンス経営全体を統括する組織として、代表取締役社長を委員長とし、担当役員を配置した内部統制システム委員会を設置する。さらに、この内部統制システム委員会の組織の下に、「環境」関係の法令等に関してISO推進委員会、その他法令・自然災害等に関してコンプライアンス部会・リスクマネジメント部会・人事110番・業務プロセス部会をそれぞれ設置する。
- ③ 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用に努めるとともに、それを評価するための体制を確保する。
- ④ 反社会的勢力との関係遮断のため、社内体制の整備を行い、反社会的勢力からの不当な要求に対して全社をあげて組織的に対応する風土を醸成する。

(2) 当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の決定に関する記録については、社内規則に則り、作成、管理（アクセス・開示に関する事項を含む）、保存を行う。
- ② 取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の社内規定に従い適切に保存及び管理を行う。
- ③ 個人情報保護については、グループ個人情報安全管理規程及び個人情報保護規定を定めて対応する。

(3) 当該株式会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 災害、環境、コンプライアンス等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規定・マニュアルの制定、配布を行い、研修の実施により全従業員に徹底する。
- ② 当社は全従業員を対象とした内部通報制度（イオン九州人事110番）を運用している。また、イオングループ全従業員を対象としたイオン株式会社の内部通報制度にも参加しており、当社に関する事項は、当社の担当部署に報告されるほか、イオン株式会社の監査委員会にも報告される。なお、通報者に対しては不利益な扱いを行わない。

(4) 当該株式会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 業務の有効性と効率性を図る観点から、当社の経営に係る重要事項については社内規定に従い、執行役員会の審議を経て、取締役会において決定する。
- ② 取締役会等での決定に基づく業務執行は、代表取締役社長の下、各部室・店長らが迅速に遂行し、あわせて内部牽制機能を確認するため、職務責任権限規定・個別職務責任権限基準表においてそれぞれの組織権限や実行責任者を明確にし、適切な業務手続を進める。

(5) 次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に担当する者（③及び④において「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
- ② 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ③ 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ④ 当該株式会社の子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (イ) イオングループ各社の関係部門が定期的に担当者会議を開催し、法改正の動向並びに対応の検討及び業務効率化に資する対処事例の水平展開などを進めている。ただし、独立性の観点から具体的対応の決定については、各社の事情に応じて各社が自主決定するものとしている。
 - (ロ) 当社としては、親会社の内部監査部門の定期的監査を受け入れ、コンプライアンス遵守状況などに係る報告などを適宜受け取り、コンプライアンス体制を強化する体制をとっている。
 - (ハ) 親会社及び子会社、関係会社との賃貸借契約やプライベート商品の売買取引などの利益相反取引については、一般取引条件と同様に交渉の上決定している。

【監査の実効性確保体制】

(1) 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

- ① 監査役を補助する従業員は特に設けない。監査役は、監査計画及び監査予算の策定、並びに監査役会議事録作成などの業務を自ら実施することにより監査業務の独立性の確保を図る。
- ② 監査役がその業務を補助すべき従業員を必要とする時は、業務内容、期間などを決めて、適切な従業員を確保するように取締役または取締役会に対して要請するものとする。
- ③ 監査役を補助業務にあたる者は、その間は業務執行者から独立し監査役の指示に従い職務を行うものとする。

(2) 前号の従業員の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその業務を補助すべき従業員を選定した場合、その従業員の独立性を確保するため、監査役は補助従業員の権限、属する組織、指揮命令権、人事異動及び人事評価などに対する監査役の事前の同意権を明確にするものとする。

(3) 当該監査役設置会社の監査役の従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該従業員が、他部署の従業員を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

(4) 次に掲げた体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制

- ① 当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに従業員が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制
- ② 当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び従業員又はこれらの者から報告を受けたものが当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制
 - (イ) 取締役及び従業員は以下に定める事項について発見次第速やかに監査役に対し報告する。
 - i. 当社の業務、財務に重大な影響及び損害を及ぼすおそれがある事実
 - ii. 当社の取締役及び従業員が法令又は定款に違反する行為で重大なもの
 - iii. 内部通報制度にもたらされた通報の内容
 - iv. 会社の信用を大きく低下させたもの、又はそのおそれのあるもの
 - (ロ) 経営の状況、事業の状況、財務の状況並びに内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況などは、取締役会などで定期的に報告する体制をとっている。

(5) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査役に報告する。
- ② 内部通報窓口への通報内容が監査役職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査役への通報を希望する場合は速やかに監査役へ通知する。

(6) 当該監査役設置会社の監査役職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに関係部門により、当該費用又は債務を処理する。

(7) 当該監査役設置会社の監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 常勤監査役は、監査計画案及び監査予算の策定、監査役会の運営・議事録作成等の業務を直接実施することにより、監査業務の独立性の確保を進める。
- ② 常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、執行役員会、内部統制システム委員会などの重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は従業員にその説明を求めるとする。
- ③ 監査役は、会計監査人から会計監査の方針及び内容について説明を受けるほか、適宜、情報の交換を行うなどの連携を図っていく。

【内部統制システムの運用状況】

(1) 当社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制と取り組み

当社は、より良い地域社会との関係を構築するとともに、企業としての社会的責任を果たすため、コンプライアンス経営を重要なものと位置付け、イオン行動規範を制定し、当社の取締役、監査役及び従業員に浸透を図っております。また、コンプライアンス経営全体を統括する組織として、代表取締役社長を委員長とし、担当役員を配置した内部統制システム委員会を設置し、当事業年度におきましては、内部統制システム委員会を4回開催し、審議を行いました。

(2) 当社の取締役職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制と取り組み

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等の重要書類は、法令の定めにより保存期間を設定し、適切に保存しております。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制と取り組み

当社は、災害、環境、コンプライアンス等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規定・マニュアルの制定、配布を行い、研修の実施により全従業員に徹底を図るとともに、店舗業務で発生しうるリスク項目を対象に、自主点検及び経営監査室による定例監査にて、管理レベルを評価するとともに、不備項目の改善を実施しております。また、当社は全従業員を対象とした内部通報制度（イオン九州人事110番）を運用し、また、イオングループ全従業員を対象としたイオン株式会社の内部通報制度にも参加しており、当社に関する事項は、当社の担当部署に報告を行い、前述の内部統制システム委員会においても定期的報告を実施致しております。なお、通報者に対しては不利益な扱いを行わない体制を徹底致しております。

(4) 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制と取り組み

当社は、取締役会規則等に基づき、取締役会における決議事項等の意思決定のルールを明確化しております。当事業年度においては、取締役会を計19回開催したほか、所定の事項については、執行役員会を計23回開催し、審議致しました。また、代表取締役社長の下、各部室・店長らが迅速に遂行し、あわせて内部牽制機能を確立するため、職務責任権限規定・個別職務責任権限基準表においてそれぞれの組織権限や実行責任者を明確にし、適切な業務手続を進めることとしており、当事業年度においても、機構改革等に合わせ随時職務責任権限規定・個別職務責任権限基準表の見直しを行い、適切な職務執行が行われる体制の整備に努めました。

(5) 当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

当社は、監査役の業務を補佐する従業員は特に設けておりませんが、監査役自らが、監査計画及び監査予算の策定、並びに監査役会議事録作成などの業務を自ら実施することにより監査業務の独立性の確保を図っております。

(6) 当社の監査役への報告に関する体制と取り組み

当社の取締役及び従業員は、経営の状況、事業の状況、財務の状況並びに内部監査の実施状況、リスク管理状況、コンプライアンスの状況及び内部通報の状況などについて、取締役会、内部統制システム委員会等で監査役に対して定期的にかつ遅滞なく報告する体制をとっております。

(7) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制と取り組み

当社では、通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査役に報告しており、内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査役への通報を希望する場合は速やかに監査役へ通報する体制をとっております。

(8) 当社の監査役の仕事の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社では、監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに関係部門により、当該費用又は債務を処理する体制をとっており、これを適切に運用しております。

(9) 当社の監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制と取り組み

常勤監査役は、監査計画案及び監査予定の策定、監査役会の運営・議事録作成等の業務を直接実施することにより、監査業務の独立性を確保しております。

当事業年度において、常勤監査役は、取締役会へ計19回出席、執行役員会へ計22回出席及び内部統制システム委員会へ計3回出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は従業員にその説明を求める体制を徹底しております。さらに、監査役は、会計監査人から会計監査の方針及び内容について説明を受けるほか、適宜、情報の交換を行うなどの連携を図っております。

(注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。
2. 売上高等の記載金額には消費税等は含まれておりません。

計算書類

貸借対照表 (2020年2月29日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
■ 資産の部	
流動資産	(29,818)
現金及び預金	3,150
売掛金	1,606
商品	20,119
貯蔵品	119
前払費用	717
未収入金	3,473
1年内回収予定の差入保証金	356
その他	276
貸倒引当金	△0
固定資産	(69,093)
有形固定資産	(56,064)
建物	30,535
構築物	1,851
機械及び装置	51
車両運搬具	1
工具、器具及び備品	3,051
土地	20,295
リース資産	202
建設仮勘定	75
無形固定資産	(127)
ソフトウェア	90
施設利用権	14
電話加入権	21
投資その他の資産	(12,901)
投資有価証券	80
前払年金費用	172
長期前払費用	1,887
繰延税金資産	2,733
差入保証金	8,022
その他	3
貸倒引当金	△0
資産合計	98,911

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

科 目	金 額
■ 負債の部	
流動負債	(58,052)
支払手形	843
電子記録債務	4,905
買掛金	15,734
短期借入金	4,203
1年内返済予定の長期借入金	10,269
リース債務	25
未払金	3,551
未払費用	2,512
未払法人税等	949
未払消費税等	1,275
前受金	72
預り金	9,826
賞与引当金	1,345
役員業績報酬引当金	35
設備関係支払手形	1,745
その他	756
固定負債	(26,710)
長期借入金	15,485
リース債務	332
長期預り保証金	9,047
資産除去債務	1,679
その他	166
負債合計	84,763
■ 純資産の部	
株主資本	(14,135)
資本金	3,161
資本剰余金	9,209
資本準備金	9,209
利益剰余金	1,770
利益準備金	811
その他利益剰余金	958
固定資産圧縮積立金	177
繰越利益剰余金	780
自己株式	△6
評価・換算差額等	(△18)
その他有価証券評価差額金	△18
新株予約権	(31)
純資産合計	14,147
負債及び純資産合計	98,911

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年3月1日から2020年2月29日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	205,477
売上原価	147,357
売上総利益	58,120
その他の営業収入	16,983
営業総利益	75,104
販売費及び一般管理費	74,478
営業利益	625
営業外収益	546
受取利息及び受取配当金	28
備品等受贈益	69
テナント退店違約金受入	81
受取保険金	78
補助金収入	12
差入保証金回収益	243
その他	31
営業外費用	335
支払利息	235
その他	99
経常利益	836
特別利益	2,765
固定資産売却益	1,434
受取保険金	1,331
特別損失	2,695
固定資産除売却損	65
投資有価証券評価損	11
減損損失	1,222
店舗閉鎖損失	431
災害による損失	963
税引前当期純利益	906
法人税、住民税及び事業税	849
法人税等調整額	△238
当期純利益	296

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2019年3月1日から2020年2月29日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金 資本準備金	利 益 剰 余 金 利益準備金	利 益 剰 余 金 その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
				固 定 資 産 圧縮積立金	繰越利益 剰 余 金	
当期首残高	3,159	9,208	811	196	653	1,661
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	1	1				
固定資産圧縮積立金の取崩				△18	18	-
剰余金の配当					△188	△188
当期純利益					296	296
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	1	1	-	△18	127	108
当期末残高	3,161	9,209	811	177	780	1,770

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当期首残高	△5	14,023	△3	△3	25	14,045
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）		3				3
固定資産圧縮積立金の取崩		-				-
剰余金の配当		△188				△188
当期純利益		296				296
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		-	△15	△15	6	△9
当期変動額合計	△0	111	△15	△15	6	101
当期末残高	△6	14,135	△18	△18	31	14,147

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(2019年3月1日から2020年2月29日まで)

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品 …… 売価還元平均原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 貯蔵品 …… 最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 …… 経済的耐用年数に基づく定額法

各資産別の主な経済的耐用年数として以下の年数を採用しております。

建物

(営業店舗) 20年～30年

(建物附属設備) 3年～18年

構築物 3年～30年

機械及び装置 17年

車両運搬具 4年～6年

工具、器具及び備品 2年～20年

(2) 無形固定資産 …… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員及び一部のコミュニティ社員（パートタイマー）に支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員業績報酬引当金

役員に対して支給する業績報酬の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度末では、年金制度に係る年金資産の合計額が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した金額を超過しているため、当該超過額を前払年金費用（投資その他の資産）に計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとし、過去勤務費用は、その発生年度において一括処理することとしております。

5. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

〔表示方法の変更に関する注記〕

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
担保に供している資産	
建物	200百万円
土地	2,011
計	2,211
担保に係る債務	
短期借入金	3,703百万円
長期借入金	6,550
計	10,253
2. 有形固定資産の減価償却累計額	73,306百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び債務	
短期金銭債権	27百万円
短期金銭債務	210

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収入 5百万円
営業費用 162

2. 減損損失

1,222百万円

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	建物等	福岡県	5	595
店舗	建物等	長崎県	2	15
店舗	建物等	熊本県	3	155
店舗	建物等	大分県	5	191
店舗	建物等	宮崎県	2	264
計			17	1,222

(2) 減損損失の内訳

種類	金額 (百万円)
建物	748
その他	473
合計	1,222

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度末株式数
発行済株式	普通株式	18,810,719株	18,812,519株
自己株式	普通株式	3,280株	3,452株

(注1) 普通株式の発行済株式総数の増加1,800株は新株予約権の行使による増加であります。

(注2) 普通株式の自己株式の株式数の増加172株は、単位未満株式の買取による増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年4月10日 取締役会	普通株式	188百万円	10円	2019年2月28日	2019年5月7日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年4月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	188百万円	10円	2020年2月29日	2020年4月27日

(3) 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	当事業年度末株式数
第3回 新株予約権	普通株式	700株
第4回 新株予約権	普通株式	1,300株
第5回 新株予約権	普通株式	700株
第6回 新株予約権	普通株式	2,400株
第7回 新株予約権	普通株式	2,400株
第10回 新株予約権	普通株式	4,100株
第11回 新株予約権	普通株式	4,100株
第12回 新株予約権	普通株式	3,400株

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払金	129百万円
賞与引当金	410
商品	58
有形固定資産	3,903
無形固定資産	419
投資有価証券	18
長期前払費用	39
資産除去債務	512
その他	302
繰延税金資産小計	5,794
評価性引当額	△2,778
繰延税金資産合計	3,015
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	78百万円
資産除去債務に対応する除却費用	151
前払年金費用	52
繰延税金負債合計	282
繰延税金資産純額	2,733

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等一時差異ではない項目	1.8
住民税均等割	17.6
評価性引当額の増減	16.8
その他	0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	67.3

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

リース取引開始日が2009年2月20日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

- ① 当事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	減損損失累計額 相当額	期末残高相当額
建 物	8,659	6,981	324	1,353

- ② 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1年以内 511百万円

1年超 1,605

合計 2,117

リース資産減損勘定の残高 129

- ③ 当事業年度の支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額

支払リース料 600百万円

リース資産減損勘定の取崩額 45

減価償却費相当額 349

支払利息相当額 109

- ④ 減価償却費相当額の算出方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- ⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内 3,241百万円

1年超 14,297

合計 17,538

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については、主として安全性の高い定期性預金等の金融商品に限定し、資金調達については、銀行借入等による間接金融のほか、株式発行、債権流動化による直接金融によっております。

売掛金、未収入金等の営業債権については、営業部門及び財務部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒れリスクの軽減を図っております。

投資有価証券は主として業務上の関係を有する会社の株式であり、時価のある株式については四半期ごとに時価の把握を行い、時価のない株式等については定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。

差入保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。差入保証金の一部については、抵当権、質権を設定するなど保全措置を講じております。

営業債務である支払手形、買掛金及び未払金等は、主に1年以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金は主に営業取引、設備投資に係る資金調達であります。また、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを内包しておりますが、返済時期又は償還時期を分散させることにより流動性リスクの回避を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年2月29日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（注2参照）

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
資産			
(1) 現金及び預金	3,150	3,150	-
(2) 売掛金	1,606	1,606	-
(3) 未収入金	3,473	3,473	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	76	76	-
(5) 差入保証金 (1年内回収予定の差入保証金を含む)	8,378	8,484	105

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
負債			
(6) 支払手形	843	843	-
(7) 電子記録債務	4,905	4,905	-
(8) 買掛金	15,734	15,734	-
(9) 短期借入金	4,203	4,203	-
(10) リース債務 (1年内返済予定のリース債務を含む)	357	362	4
(11) 未払金	3,551	3,551	-
(12) 未払費用	2,512	2,512	-
(13) 未払法人税等	949	949	-
(14) 未払消費税等	1,275	1,275	-
(15) 預り金	9,826	9,826	-
(16) 設備関係支払手形	1,745	1,745	-
(17) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	25,755	25,801	45
(18) 長期預り保証金 (1年内返済予定の預り保証金を含む)	9,052	9,113	60

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

(5) 差入保証金

差入保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値から貸倒見積高を控除した価額によっております。

(6) 支払手形、(7) 電子記録債務、(8) 買掛金、(9) 短期借入金、(11) 未払金、(12) 未払費用、(13) 未払法人税等、(14) 未払消費税等、(15) 預り金、(16) 設備関係支払手形

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10) リース債務、(17) 長期借入金

これらは、元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(18) 長期預り保証金

長期預り保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額4百万円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

【賃貸等不動産に関する注記】

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は九州地方の主要都市を中心に賃貸用の商業施設（土地を含む）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）
22,798	26,007

（注1）貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

（注2）当事業年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて、自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

【関連当事者との取引に関する注記】

兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有) の割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	イオンクレジットサービス(株)	—	クレジット販売代金の債権譲渡、電子マネー利用代金等決済取引	クレジット販売代金の債権譲渡、電子マネー利用代金等決済取引	118,303	未収入金 預り金	943 3,819
	イオントップバリュ(株)	—	当社への商品の供給	商品の仕入高	14,557	買掛金	1,858
	イオンリテール(株)	—	当社への商品の供給	商品の仕入高	12,310	買掛金	1,484
	イオンディライト(株)	—	店舗の保守、修繕	有形固定資産の取得	1,002	設備未払金 設備支払手形	431 539

（注1）取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 商品の仕入価格、代金決済方法等については、業界の慣習等を考慮し、交渉の上一般的な取引価格と同様に決定しております。

(2) 有形固定資産の購入は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

（注2）取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等は含まれております。

〔退職給付会計に関する注記〕

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、親会社であるイオン株式会社及び同社の主要国内関係会社で設立している確定給付型の企業年金基金制度並びに確定拠出年金制度及び退職金前払制度を設けております。

2. 退職給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	5,517百万円
勤務費用	242
利息費用	33
数理計算上の差異の当期発生額	480
退職給付の支払額	△222
退職給付債務の期末残高	<u>6,050</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	4,709百万円
期待運用収益	132
数理計算上の差異の当期発生額	63
事業主からの拠出額	354
退職給付の支払額	△222
年金資産の期末残高	<u>5,037</u>

※ 「年金資産の期首残高」及び「退職給付の支払額」並びに「年金資金の期末残高」は、当社の親会社であるイオン株式会社及び同社の主要な国内関係会社で設立している確定給付型の企業年金制度における退職給付債務の金額の割合に応じて按分計算した金額であります。

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	6,050百万円
年金資産	△5,037
未積立退職給付債務	1,013
未認識数理計算上の差異	1,186
前払年金費用	<u>△172</u>

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	242百万円
利息費用	33
期待運用収益	△132
数理計算上の差異の当期の費用処理額	147
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>290</u>

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	38.2%
株式	32.4%
生命保険の一般勘定	11.3%
その他	18.1%
合計	<u>100.0%</u>

(注1) その他には、主として現金、オルタナティブ投資が含まれております。

(注2) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託8.7%が含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.40%
長期期待運用収益率	3.12%

※なお、上記の他に2016年3月31日を基準日として算定した年齢別昇給指数を使用しております。

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は349百万円であります。

4. 退職金前払制度

退職金前払制度の要支給額は27百万円であります。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	750円51銭
1株当たり当期純利益	15円76銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

(合併契約締結について)

当社、マックスバリュ九州株式会社(以下「MV九州」といいます。)及びイオンストア九州株式会社(以下「AS九州」といいます。)は、2018年10月10日開催の各社取締役会決議に基づき、イオン株式会社は代表執行役の決定に基づき、当社とMV九州、AS九州との経営統合(以下「本経営統合」といいます。)に関する基本合意書(以下「本基本合意書」といいます。)を締結し、本経営統合に関する協議を進めてまいりました。

本基本合意書に基づき、当社、MV九州及びAS九州は、2020年9月1日(予定)を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、MV九州を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)と当社を吸収合併存続会社、AS九州を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「AS合併」といいます。)を実施することを、2020年4月10日開催のそれぞれの取締役会にて決議し、合併契約を締結いたしました。

1. 本経営統合の目的

当社、MV九州及びAS九州の食品事業を集約することで、事業規模の拡大による更なる商品開発力や商品調達力の強化や利益率の向上が可能となること、及びローコストオペレーションを主軸とするMV九州の店内オペレーションを推進することにより、事業基盤をより強固なものへと変革いたします。

また、当社とAS九州は九州エリアで食品小売事業、非食品小売事業を運営することから親和性が高く、当社、MV九州及びAS九州の本社機能の統合や物流の共通化等、経営資源の最適化を図ることで、今まで以上に地域のお客さまの豊かなくらしに貢献できると考えております。

2. 本経営統合の方法

(1) 本合併

当社及びMV九州は、当社を吸収合併存続会社、MV九州を吸収合併消滅会社とする吸収合併の方式により実施いたします。

(2) AS九州合併

当社及びAS九州は、当社を吸収合併存続会社、AS九州を吸収合併消滅会社とする吸収合併の方式により実施いたします。

3. 本経営統合後の企業の名称

イオン九州株式会社

4. 本経営統合の日程

本基本合意書締結日（イオン九州、MV九州、A S九州）	2018年10月10日
本件取引に関する取締役会決議日 （イオン九州、MV九州、A S九州）	2020年4月10日
本合併契約及びA S九州合併契約締結日 （イオン九州、MV九州、A S九州）	2020年4月10日
定時株主総会における本合併及びA S九州合併契約承認決議日 （イオン九州）	2020年5月14日（予定）
定時株主総会における本合併契約承認決議日（MV九州）	2020年5月14日（予定）
定時株主総会におけるA S九州合併契約承認決議日 （A S九州）	2020年5月14日（予定）
最終売買日（MV九州）	2020年8月27日（予定）
上場廃止日（MV九州）	2020年8月28日（予定）
本件取引の効力発生日	2020年9月1日（予定）

5. 本合併に係る事項

(1) 本合併に係る割当ての内容

MV九州の普通株式1株に対して、当社の普通株式1.5株を割当て交付いたします。なお、上記の本合併比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

(2) 本合併比率算定に関する事項

本合併における合併比率その他本合併の公正性を担保するため、当社はS M B C日興証券株式会社、MV九州は株式会社アーク・フィナンシャル・インテリジェンスを、それぞれ第三者算定機関として選定し、検討いたしました。

当社及びMV九州は、それぞれ、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、かつ相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社の間で合併比率について慎重に交渉・協議を複数回にわたり重ね決定いたしました。

(3) 本合併の吸収合併消滅会社の状況（2020年2月期）

	吸収合併消滅会社
(1) 名称	マックスバリュ九州株式会社
(2) 所在地	福岡県福岡市博多区大井二丁目3番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 佐々木 勉
(4) 事業内容	スーパーマーケット事業

(5) 資本金	1,626百万円
(6) 決算期	2月末
(7) 売上高	182,627百万円
(8) 当期純利益	1,228百万円
(9) 純資産	15,305百万円
(10) 総資産	41,261百万円

6. A S九州合併に係る事項

(1) 本合併に係る割当ての内容

A S九州の普通株式1株に対して、当社の普通株式2,262株を割当て交付いたします。なお、上記の本合併比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

(2) 本合併比率算定に関する事項

当社及びA S九州は、相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社の間で合併比率について慎重に交渉・協議を複数回にわたり協議を重ねるとともに、当社の第三者算定機関であるS M B C日興証券株式会社による算定結果を参考にして決定いたしました。

(3) A S九州合併の吸収合併消滅会社の状況 (2020年2月期)

	吸収合併消滅会社
(1) 名称	イオンストア九州株式会社
(2) 所在地	福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 平松 弘基
(4) 事業内容	衣料品、食料品、住居余暇商品等の小売事業
(5) 資本金	10百万円
(6) 決算期	2月末
(7) 売上高	46,032百万円
(8) 当期純損失	2,462百万円
(8) 純資産	8,194百万円
(8) 総資産	22,209百万円

7. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引等として処理する予定です。

監査報告

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年4月10日

イオン九州株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松嶋	敦	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池田	徹	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉田	秀敏	㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イオン九州株式会社の2019年3月1日から2020年2月29日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記（合併契約締結について）に記載されているとおり、会社とマックスバリュ九州株式会社及びイオンストア九州株式会社は、2020年9月1日（予定）を効力発生日として、会社を吸収合併存続会社、マックスバリュ九州株式会社及びイオンストア九州株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を2020年4月10日付でそれぞれ締結した。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年3月1日から2020年2月29日までの第48期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員的一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び主要な使用人並びに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるほか、重要な決裁書類等の閲覧や本社及び主要な店舗等において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項及び第3号に掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）及びその運用状況について取締役及び主要な使用人等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

加えて、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況や「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関しては、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年4月10日

イオン九州株式会社 監査役会

常勤監査役 伊藤 三知夫 ㊟

監査役 阪口 彰洋 ㊟

監査役 原 伸明 ㊟

監査役 笹川 恭広 ㊟

(注) 監査役伊藤三知夫、阪口彰洋、笹川恭広は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

定 款

イオン九州株式会社

イオン九州株式会社 定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、イオン九州株式会社と称し、英文ではAEON KYUSHU CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。

1. 衣料品、食料品、家庭用雑貨、家庭用電気製品、家具製品、化粧品、室内装飾品、神仏具、建築金物、建材、木材、度量衡器、温水器、浴槽、トイレ器具、洗面器具の小売ならびに卸売および輸出入
2. 米穀、塩、たばこ、郵便切手類、印紙、銃砲刀剣類および古物の販売ならびに宝くじの売りさばき
3. 酒類の小売、卸売および輸出入
4. 医薬品、医薬部外品、化学工業薬品、動物用医薬品、農薬、毒物、劇物、石油、ガス類、肥料、飼料および計量器の販売および輸出入
5. 自動車、自転車、ヨット、モーターボート、建設重機、農業重機およびこれらの部品附属品等の販売、輸出入および賃貸ならびに自動車整備業
6. 映画、レコード、コンパクトディスク、ビデオテープおよびビデオディスク等の記録媒体の製作、販売、輸出入および賃貸
7. 絵画その他美術品、スポーツ用具、医療機器、厨房機器および店舗用設備機器等の販売、輸出入および賃貸
8. 家畜、愛玩動物の飼育および植物の栽培ならびにこれらの販売、輸出入および賃貸
9. カタログによる通信販売業
10. 通信機器の販売ならびに電気通信回線利用の募集およびその利用権促進に関する代理業
11. コンピュータシステムによるデータ入力およびそれに伴う事務処理の受託ならびに文書、磁気テープ等のファイリング分類業務、事務用書類のコピー業務、文書作成・発送代行、ならびに原価計算・仕訳、決算書等の会計・経理処理の請負
12. インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用および保守
13. 情報処理サービス業、情報提供サービス業、労働者派遣事業ならびに電気通信事業およびその代理業
14. 薬局、診療所、飲食店、興行場、遊戯場、公衆浴場、スポーツ施設、文化教室および駐車場の経営
15. 保育所および託児所等の経営
16. 学習塾、結婚式場、展示会場ならびにプレイガイドの経営
17. フランチャイズチェーンシステムによる加盟店の経営指導
18. ビルメンテナンス業、ビル警備業、クリーニング業およびホテル業
19. 自動車運送取扱業、貨物運送取扱事業、港湾運送取扱事業および倉庫業
20. 物流センターの管理・運営および物流業務の受託ならびに物流情報の収集処理業務
21. 写真、理髪、美容、旅行斡旋および印刷出版ならびに広告に関する業務
22. 結婚相談および冠婚葬祭に関する情報の提供ならびに仲介斡旋
23. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理および鑑定評価ならびに土木建築工事・造園工事および室内設備装飾の請負業
24. 経営コンサルタント業
25. 地域開発、都市開発、環境整備に関する調査研究・企画・設計・施工・管理業務
26. 金銭の貸付および金銭の貸借の媒介・保証・集金の代行、有価証券の投資・運用・売買・管理・仲介ならびにクレジットカードの取扱いに関する業務および総合リース業
27. 損害保険代理業および生命保険募集業
28. 介護保険法に基づく特定福祉用具販売事業、特定福祉用具貸与事業、特定介護予防福祉用具販売事業および特定介護予防福祉用具貸与事業
29. 発電事業およびその管理・運営ならびに電気の売買に関する事業
30. 前各号に関連する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を福岡市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数および単元株式数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、24百万株とする。

2. 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第7条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増)

第8条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。ただし、当社が当該請求にかかる株式を保有していない場合はこの限りではない。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、基準日の翌日より3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき、代表取締役会長または代表取締役社長が招集し、議長となる。

2. 代表取締役会長および代表取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主が代理人によってその議決権を行使しようとするときは、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。ただし、代理人は当社の議決権を有する株主1名に限る。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第17条 会社の取締役は、3名以上とする。

(取締役の選任)

第18条 取締役の選任は、株主総会においてこれを行う。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし、取締役の選任は累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 当社を代表すべき取締役は取締役会の決議により選定する。

2. 取締役会は取締役会長、取締役社長各々1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各々若干名を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第21条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日以前にこれを発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第23条 取締役会に関する事項は、法令およびこの定款に定めがあるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。

(顧問および相談役)

第24条 当社は、取締役会の決議によって顧問および相談役を置くことができる。

(社外取締役の責任限定契約)

第25条 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第26条 当社の監査役は、3名以上とする。

(監査役の選任)

第27条 監査役の選任は、株主総会においてこれを行う。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(補欠監査役の予選の効力)

第29条 補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(常勤監査役)

第30条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日以前にこれを発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議)

第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規則)

第33条 監査役会に関する事項は、法令およびこの定款に定めがあるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。

(社外監査役の責任限定契約)

第34条 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 計 算

(事業年度および決算期)

第35条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とし、事業年度末日を決算期とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第36条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金配当の基準日)

第37条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年2月末日とする。未払の配当金には、利息を付さないものとする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年8月31日とする。

3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

以上

〈制 定〉 1972年 6月 7日	〈改 正〉 1998年 5月 6日	〈改 正〉 2004年 5月 11日
〈改 正〉 1975年 4月 18日	1999年 5月 12日	2006年 5月 9日
1983年 11月 21日	2001年 10月 1日	2009年 5月 8日
1989年 9月 21日	2002年 5月 10日	2010年 5月 7日
1994年 5月 9日	2002年 6月 11日	2012年 5月 10日
1996年 2月 6日	2003年 5月 17日	2013年 5月 21日
1996年 4月 26日	2003年 9月 1日	2016年 5月 24日

本定款は、当社の現行定款であります。

年 月 日

福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

イオン九州株式会社

代表取締役 柴 田 祐 司